

## 第1回 鎌倉市川喜多映画記念館指定管理者選定委員会 会議録

日 時：令和元年（2019年）7月18日（木） 10：00～12：00

場 所：鎌倉婦人子供会館 13室

出席者：【鎌倉市川喜多映画記念館指定管理者選定委員】

村井委員長、西村副委員長、伊藤委員、平沼委員、松本委員  
【事務局】藤田文化人権課担当課長、崎野課長補佐、矢野職員

### 1 開会

### 2 委員の委嘱について

委員に委嘱状を交付した。なお、委員5名全員が出席し、委員会が成立していることを確認した。

### 3 委員長・副委員長の選任について

委員長に村井委員、副委員長に西村委員が選任された。

### 4 会議の公開について

(1) 会議を公開とすること。(選定委員会での審議は非公開とし、第2回選定委員会での応募者のプレゼンテーション及びヒアリングのみ公開)

(2) 傍聴者に応募者から提出された資料を提供し、会議公開後に回収すること。

(3) 議事録は要点筆記とし、原則公開すること。ただし、委員名は伏せること。

上記(1)～(3)について事務局から提案し、委員の承認を得た。

### 5 議題

#### (1) 指定管理者選定のスケジュールについて

委員長：それでは、指定管理者選定のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局：まず、選定委員会のスケジュールは、第1回を7月18日とし、内容としてはスケジュールの確認と、後にご説明する募集要項に対する意見をいただきたいと考えている。第2回は10月8日に仮設定しているが、応募者のプレゼンテーション、ヒアリングなどの面接審査を実施し、委員に採点していただき、指定管理者候補者の決定までを行いたいと考えている。日程の確定については委員会の最後に調整したい。

指定管理者の募集等のスケジュールは、本日の委員会で出された意見を踏まえ、募集要項を修正し、8月1日から16日まで募集要項を配布する予定である。配布終了後、8月19日から23日まで質問を受け、その回答を8月28日までに行う。前後するが、8月26日に記念館で現地見学会を予定している。これは、現地を確認することを申請の条件としているため、併せて募集要項の重要事項も説明する。応募の申請を8月29日から9月6日まで受け付ける予定である。申請書類は事務局で一読してから、すみやかに委員に配付するので、第2回の選定委員会までに目を通していただきたいと考えている。指定管理者候補者を決定

した後は、当委員から市長あてに選定結果を報告する。なお、この結果報告をもって委員の任期も終了となる。

これ以降は、市で行う手続きになるが、11月上旬までに選定結果を応募者に通知する。この段階では、まだ指定管理者候補者という位置づけで、指定管理者を指定するためには、議会の承認を必要とするので、12月議会に諮り、議決いただいたうえで、正式に指定管理者となる。その後、ホームページで公表するとともに、市と新たな指定管理者で協議を行い、協定を結び、4月から指定管理業務が開始されるという流れになる。

委員長：事務局の説明に意見、質問はあるか。

委員：第2回の選定委員会は10月8日で決定なのか。

事務局：仮に設定したので、会議の終了時に各委員の都合に合せ決めたい。

委員長：他に意見等はあるか。

委員：意見なし

## (2) 募集要項（案）について

委員長：次に募集要項(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局：募集要項（案）の内容説明の前にその背景から説明する。5年前の指定管理者の指定時に市議会において、川喜多夫妻の展示の備品リストもない中、川喜多記念映画文化財団以外に応募することが難しく、見方によれば財団のために市が予算を支出しているという指摘を受けた。今回の指定管理者選定にあたっては、こうした指摘に対し担当課として方針をたて、「川喜多映画記念館のあり方検討報告」を作成した。方向性・方針の結論としては、「今後についても、映画文化を発信する価値ある施設であることや、記念館と旧和辻邸の一体的な利用によって、その魅力を引き出し、更なるポテンシャル向上が見いだせると考えられるため、公の施設として指定管理者制度による運営を継続し、集客の増加と収益性の向上を図ることにより、市の財政負担の抑制を目指す。」とし、業務基準書の7ページの（3）記念館の事業の企画及び実施に関する業務に反映させた。

また、方向性・方針に基づき6つの対応方策を考え、募集要項等に反映させた。

方策の一つ目は、「鎌倉の映画文化の発信を強化する」とし、応募書類様式集の様式7-7に反映させた。

方策の二つ目は、「地域に貢献する施設として」とし、様式7-4に反映させた。

方策の三つ目は、「市民還元につながる施設の利活用を図る」とし、様式6-10に反映させた。

方策の四つ目は、「国外からの集客増加に向けた新たな取り組み」とし、様式7-8に反映させた。

方策の五つ目は、「収入確保のための条件緩和を図る」とした。利用料収入の中でも上映事業の収入は全体の7割以上を占め、重要な収入源となっている。しかしながら、原則として展示企画に合わせた映画を上映することを条件（月2回は週を単位とした企画上映を行う）としていることなどが、採算性を難しくしている要因とも考えられることから、施設の設定趣旨を尊重しながら上映事業に関する条件を緩和し、展示関連作品以外の上映比率を見直すことで、指定管理者が採算を見込みやすい事業形態を検討する、というもので、これに

については、業務基準書8ページの「展示期間中4回以上は、週を単位とした企画上映を行うこと」とした。これにより、展示関連上映回数を48回減らし、その分、指定管理者に裁量を持たせることとした。

方策の六つ目は、「前回指定時の問題点を解消する」とし、「公募したが結果的に1者しか応募がなかった。」「応募時に備品リスト化していなかったため、新規参入者にとって情報が不足していた。」という問題に対応するため、施設概要を新たに作成し、利用者数の実績や光熱水費、修繕履歴、収入状況を明示することで、新規参入しやすいよう資料を補強した。また、備品のリスト化に対しては、借用品一覧を提示することで、解消を図るよう考えた。以上が、前回の指定管理指定時の課題についての対応となる。

募集要項は、本体のほか、借用品一覧、応募書類様式集、業務基準書など10の附属資料から構成され、募集要項本体は、大きく20の項目で組み立てられている。

7項目の「収入及び経費等について」では、指定管理上限額を1年度あたり34,900千円と設定している。今年度の指定管理料が約34,992千円で、9万円ほど減額している。予定される消費税率の引上げや過去5年間で法改正により義務付けられた点検費用も加算されるので、増額となるところだが、先ほど説明したとおり条件緩和を図ることで、指定管理者の採算性を高め、収益を上げる仕組みとしたので、指定管理料を抑える結果となった。

委員長：事務局の説明に意見、質問はあるか。

委員：映写技師という表現があるが、昔フィルムが燃えやすかったとき、爆発物の取扱いで資格が必要であったもので、現在は不燃性になった。そのため、映写技師とは言わず、映写係と呼んでいる。フィルム映写機は、ほとんどが製造中止になっており、メンテナンスが難しくなっている。指定管理者にどこまで継続的に管理してもらえるのか心配である。

事務局：機器の管理は指定管理者が委託で契約している。

委員：映写機の部品が手に入らないときは、指定管理者でも直せず上映できなくなる。

事務局：市の備品なので指定管理者に借用して使ってもらっているが、部品によっては手に入らないものがあるとは聞いている。

委員：その場合、直すのは市なのか、指定管理者なのか。

事務局：市の備品の不良となれば、市が負担することになる。

委員：適正に管理していたとしても経年劣化により機材は壊れる場合がある。そういった場合に経費が発生し、指定管理者では支払えないということが起こるのではないか。

事務局：リスク分担表の「施設・設備維持管理」か「機材等の管理」の区分での協議となる。

委員：今機材は何年経過しているのかといった資料はあるのか。応募者にとっては非常に重要なことである。また、この記念館での上映方式はデジタルが多いのか、フィルムが多いのかといったデータを示さないと応募者は困るのではないか。

事務局：機材や上映方式の情報については公開するよう検討したい。

委員：機材の損害保険にはどのように対応しているのか。

事務局：保険は入ってない、メーカー保証程度である。

委員：製造中止している機材なので保険の対象とはならない。

委員：リスク管理の面から、保険に加入するといった考えはないか。

事務局：保険に加入する考えは今のところ無い。

委員：今後、市民に施設を開放して行こうという考えはわかるが、施設を市民にどれほど活用させるのか、機器を貸出すのか、貸出品一覧や貸出す規定も整備する必要があるのではないか。

事務局：市民に機器を貸し出すつもりは無い。上映していないときの映像資料室をどのように活用するか検討してきた。51 席なので、それに見合った活用、例えば、市の関連する事業を行うことで、周知し、利用してもらうという考えである。「川喜多映画記念館のあり方検討報告」にも記載しているが、地元への施設開放の考えもある。例えば、通常 17 時の閉館時間を延長し、仕事帰りの方も映画を鑑賞できるといった機会を創ることや、地元の人に対する上映会などができればよいと考えている。

委員：貸館としての利用は難しいが、地元の人と共催して施設を活用することは可能と考える。

事務局：市民団体とは共催企画で事業を行っている。

委員：仕事帰りの方への映画上映は施設の公開ではなく、利用時間の延長に過ぎないのではないか。「川喜多映画記念館のあり方検討報告」も少し違和感がある。特殊な施設なので応募者が無理な利用を提案してきたとき、その対応が心配である。また旧和辻邸の方が活用しやすいと思うのだが、その辺りの説明がほとんどないのが気になる。

事務局：旧和辻邸の活用については、春と秋の年 2 回無料開放している。また、前回の指定管理者の募集の際、旧和辻邸の活用を提案させた。現指定管理者はその提案に沿って事業を行っている。年数回、展示で活用しており、ワークショップも行っている。

委員：この 5 年間で現指定管理者は旧和辻邸を利活用しているという解釈で良いか。

事務局：利活用していると認識している。ただし、耐震診断もしていないので、建物を貸し出すことや建物に留まって利用することは難しいと考えている。土間での展示やワークショップといった利用までしか活用できていない。

委員：旧和辻邸でのワークショップは何をするのか、国際交流を目的とした活用もできるのか。

事務局：可能だと思うが、住宅ということから用途の制限もあり、展示やワークショップなどを常態化することはできない。5 年前の選定委員会では、規制がある中、どのような活用ができるのかといった議論がなされた。しかしながら、最近では考えも少し変わってきており、衛星放送の番組で旧和辻邸が紹介され注目を集めており、一定の規制の中いかに建物を使用させるか、その活用法を模索している。

委員：募集要項では利活用してくださいと記載しているが、規制についてはどこに示しているのか。

事務局：募集要項の「4 管理運営の基本方針」のなかで「記念館が設置されている用途地域（第一種低層住居専用地域）にふさわしい運営に努めるものとします」という記載をしている。

委員：耐震性が問題なのか。用途が問題なのか。

事務局：建物が一般の住宅という位置づけなので、不特定多数の方に使われるといったことができない。

委員：建築基準法やその他にも様々な規制があるのは、理解しているが、用途変更する考えはあるか。

事務局：用途を変えてしまつては、旧和辻邸の特性がなくなってしまう可能性がある。

委員：利用は建物内に入ることだけではないので、文化的歴史的価値のある建物であれば外か

ら眺める利用も考えられる。

委員：こういった規制がある中、応募者が提案してきたことをどのように判断したらよいのか心配である。

事務局：現在は、週2回、利用者に対して記念館での展示解説後に、川喜多夫妻のゆかりの品を陳列した旧和辻邸まで案内している。

委員：私もそれを見たが、外から眺められるよう展示しており、建物と展示物の融合が図られ、土間までしか入れなかったが、うまく利用されている印象があった。

委員：応募者が提案はしたが、市で提案を受け入れられないことも考えられる。質問があった場合に備えて答えられるような基準を持つ必要がある。複数の応募があると困るのではないか。

委員：複数の応募に対応できるよう募集要項のどこかに付記するべきではないか。1行でも良いから書き足してほしい。

委員：夜間の利活用の例があったが、労務の観点からすると、就業時間が8時間を超えると割増賃金が発生するので、収入は増加するかもしれないが、支出としての人件費も増えることになる。その辺りを踏まえて提案をいただく必要がある。指定管理料の上限額設定も条件緩和したとの説明であったが、支出も増えるのではないかと懸念する。

事務局：応募書類様式集の様式6-2の労働条件審査シートがあるが、前回の選定時には無く、新たに応募者の労務管理の考え方を審査する書類を加えた。

委員：労務について厳しくするのは良いと思うが、外部委託にしわ寄せがいくことも考えられる。事務局から展示関連の上映回数を減らしたとの説明があったが、この地域にコミュニティーシネマやシネコンはどれほどあるのか、この規模の施設なら民業圧迫にならないと思うが気になる。記念館の特性を踏まえると、展示関連以外の作品の上映を増やすことには違和感を覚える。

事務局：近くのシネコンでは、辻堂、上大岡などにある。ミニシアターは、逗子、藤沢にある。展示関連上映の回数減は、指定管理者の協議の中で現在の条件では厳しいとの意見があり、対応したものである。展示関連の作品だと集客が結びつかないものもあると聞いている。

委員：川喜多かしこさんは、日本におけるアートシアター運動の中心的な人物で、ATG映画や岩波ホールなどの活動を続けてきた。そういった理念からすると、商業的にはうまくいかなかったが、芸術的な評価の高い作品を上映していく施設であるとする、施設の設置目的と一致していくのではないかと思う。シネコンは、映画の上映時に収入の半分を配給会社に取りられてしまうので、競合することはないと思う。

委員：平成27年度と平成28年度の観覧者数が多い理由は何かあるのか。

事務局：原節子さんが逝去された時期と重なるように原さんの企画展示となり、観覧者が増えたと記憶している。

委員：外的な要因があれば、それだけ変動する。

委員：展示関連上映の回数を減らしたとの説明であったが、それで指定管理者側の負担は軽減するのか。

事務局：現行の条件は、「月2回は週を単位とした企画上映を行う」となっているが、今回の条件は、「展示期間中4回以上は、週を単位とした企画上映を行うこと」とした。年間48回

減るので、そこで収益を上げることのできる作品を充てれば、利益を見込める。

委員：条例では料金の上限額を規定しているが、年間パスポートやサポーター制度を採り入れ割引するなど考えられないか。

事務局：サポーター制度としては、友の会をつくっていて、年間2,000円の会費で展示は年間無料となり、映画は2回分の招待券が付与される。指定管理者との連絡会議において回数券や会員割引の考えはないか聞いたが、そこまでは考えていないとの回答であった。条例では上限額を示しているが、利用料は指定管理者が設定する。

委員：条例で定めているのか。

事務局：利用料金は、条例第8条第2項で指定管理者が市長の承認を得て定めるとしており、割引に関しては、条例第9条の減免で適用できると考えている。

委員長：続いて、選定の方法について事務局から説明をお願いします。

事務局：募集要項の15選定の方法、(1)選定基準では、条例第13条で定める指定管理者が満たすべき要件6つを、選定基準のアからカとして設定した。

審査項目表は、これらの基準に従い、審査の項目として、管理運営の基本、事業の企画・実施に関する業務、施設・設備の維持管理業務、ヒアリングに基づく総合評価の4つの区分で22項目を設定した。評価の視点については、募集要項添付の応募書類様式集の様式6から様式8までで提案を求めている内容に基づいたものとした。

審査しやすいよう採点表を追加資料とした。審査項目表は、募集要項の添付資料として公表・配布するが、採点表は配点のポイントを共通の認識とするため、委員会内での資料として取り扱いたいと考えている。各審査項目については、それぞれ1つから8つの評価の視点を設け、5点満点もしくは10点満点での評価を考えている。

実際の審査にあたり、より詳細なルールをあらかじめ決めておく必要があると考え、募集要項細目を作成した。委員の採点は、書類審査及び面接審査した後に行うものとする。各委員の持ち点は500点で、委員5人の総得点満点は2,500点となる。失格となるのは、委員5人の獲得点が総得点満点2,500点の7割(1,750点)に満たない団体とし、いずれの応募者も7割に達しない場合は、最も高い獲得点を得た応募者に対し、特に各委員の評価が低い項目や、強い疑義がある項目について提案書の再提出を求め、再審議し、最終決定とする。といった詳細なルールを決めるものである。

委員長：事務局の説明に意見、質問はあるか。

委員：例えば様式6-2のチェック欄「いいえ」にチェックしたら法令違反になると思うが、問題はないのか。

委員：応募者は「はい」にチェックしてくるはずなので、その点は問題ないかと思う。

委員：「いいえ」にチェックした時点で失格とするか決めなくてもよいのか。文化庁だと法令に違反していれば、失格としている。応募前に決めておくのか、応募があってから決めたとするのでは意味が異なる。

委員：パートやアルバイトでも健康診断しなくてはいけないのか。

委員：それは雇入れ時の条件による。

委員：様式6-2の中で「はい」ではないといけないものと、「いいえ」でも問題ないものが混在している。

委員：健康診断に関しては実施すべき人に実施しているかという設問にするべきである。言い回しを変える必要がある。また、様式6-2は、採点表とうまく連動していない。採点表の様式6-1の評価No.5の評価ポイント「雇用関係や労働条件が明示されているか」とあるが、明示していますと書かれたことで確認するのか。添付まで求めないと評価できないのではないか。鏑木清方記念美術館の選定時はチェックシートに追加してもらった。同様にした方がよいと思う。その場合は、様式6-1の評価ポイントではなく、様式6-2に移行した方がよい。

委員：様式6-10の例示にあるが、記念館は少子高齢化などの課題解決につながることを目的とした施設ではないと思う。無理があるのではないかな。

事務局：記念館の利用者の大半が高齢者であり、外出支援の機能を持たせることがあってもよいかと考えた。

委員：それは高齢化対策であり、少子化対策ではない。少子と表現しているなら、子育て支援などであり、求めるものが違ってくる。明確にしないと提案できないと思う。

委員：採点表の様式6-4の評価No.11の配点にある「1%削減毎に1点ずつ加点」とあるが、どこを基準としているのか。

事務局：募集要項で指定管理料上限額を示しており、その上限額である34,900千円を基準としている。

委員：提示した額と同額で応募しても0点ということである。

委員長：この採点表は情報公開の対象となるのか。

事務局：指定管理者の指定まで終了した後、情報公開請求があれば、公開対象の資料となる。

委員：上限額を下回った金額で応募があっても指定管理料は変わらないのか。

事務局：上限額を下回った金額で応募があれば、その額で協定を結ぶことになる。

委員：自治体によっては指定管理料の提案額に重きを置いて、配点を厚くしているところもある。また、この採点表は全体的に細かすぎると思う。評価ポイントごとに5点から10点になっており、極めて細かい。

委員：こういった観点から、様式については30点満点の中で点をつけてくださいとした方が採点しやすいと思う。配点は参考値としてはあってもよい。評価ポイントはあった方がよいが、配点は審査項目表と同じでよいのではないかな。

委員：募集要項に資料の収集や管理といった記載がないが、どのような運営をしているのか。そういう観点が必要のない施設なのか。主要リストが必要だが、整理が追い付いていないからなのか。鎌倉の映画文化を発信していく上では川喜多ご夫妻のものだけではなく、他の資料の収集も必要ではないか。

事務局：募集要項に収蔵品なしと記載しているとおり、展示するポスターなどの資料は借用している。また、記念館には収蔵庫もないことから、資料の収集を前提としていない。現状では、現指定管理者の構成員である川喜多記念映画文化財団の収蔵品や、国立映画アーカイブ、個人が所有しているポスターなどを借りている。

委員：今後は資料の収集は考えないのか。

事務局：保管する場所が無い。

委員：収蔵庫をつくと、億単位で費用がかかる。

委員：様式7-1と様式7-3はどこが違うのか。

事務局：様式7-3は上映回数や上映事業など上映に特化して提案してもらうよう考えた。様式7-1はもう少し包括的な提案をしてもらうよう考えた。

委員長：他に意見が無いようなので、次回までの進行について確認したい。事務局では8月1日から募集を開始したいと考えているとの説明であったが、修正はどうするのか。

事務局：本日いただいたご意見を整理し、資料を修正したい。募集までに再度集まる期間もないので、修正案をメールなどで配信し、ご承認をいただきたいと考えている。また、次回の選定委員会の日程を決めていただきたい。10月初旬に開催したいがいかがか。

**【10月10日に開催することを決定した】**

委員長：本日の委員会は、これで終了する。

## 6 閉会